



006GCGPU

941226

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式

【表紙】

【提出書類】 変更報告書 No. 4
【根拠条文】 法第27条の25第1項に基づく報告書
【提出先】 関東財務局長
ゴールドマン・サックス証券会社東京支店
(ゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド)
【氏名又は名称】 社長 持田 昌典
英国領バージン・アイランド、トルトラ、ロマスコ・プレイス、ウィックハムズ・ケイ1、私書箱3140
【住所又は本店所在地】
【報告義務発生日】 平成18年1月20日
【提出日】 平成18年1月27日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】 5名
【提出形態】 連名

第1 【発行会社に関する事項】

1 【発行会社】

発行会社の名称	三洋電機クレジット(株)
会社コード	8565
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京 大阪
本店所在地	大阪府大阪市中央区城見1-2-27

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人()
氏名又は名称	Goldman Sachs (Japan) Ltd.
住所又は本店所在地	英国領 バージン・アイランド、トルトラ、ロード・タウン、ロマスコ・プレイス、ウィックハムズ・ケイ1、私書箱3140
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和 63 年 10 月 3 日
代表者氏名	持田 昌典
代表者役職	社長
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 業務管理部 古田 由紀子 / 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1744

(2)【保有目的】

証券業務の一部としての借入株券にかかるトレーディング等

(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	66,100		
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M 66,100	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 66,100		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 18年1月20日現在)	S 39,957,101
上記提出者の 株券保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)	0.17
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)	0.20

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2005年11月28日	普通株	35,500	取得	(貸借)
2005年11月29日	普通株	60,100	取得	(貸借)
2005年12月1日	普通株	600	処分	(貸借)
2005年12月5日	普通株	400	処分	(貸借)
2005年12月9日	普通株	100	処分	(貸借)
2005年12月12日	普通株	200	処分	(貸借)
2005年12月15日	普通株	5,700	処分	(貸借)
2005年12月16日	普通株	300	処分	(貸借)
2005年12月19日	普通株	42,000	処分	(貸借)
2005年12月20日	普通株	163,400	処分	(貸借)
2005年12月21日	普通株	2,300	処分	(貸借)
2006年1月20日	普通株	2,200	処分	(貸借)

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株券の消費貸借により 64,600株の借入

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	2,907
借入金額計 (U) (千円)	0
その他金額計 (V) (千円)	0
上記内訳 (具体的に)	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	2,907

② 【借入金の内訳】

番号	*名称 (支店名)	業種	*代表者氏名	*所在地	借入 目的	金額 (千円)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

第2【提出者に関する事項】

2【提出者(大量保有者) / 2】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人()
氏名又は名称	Goldman Sachs International
住所又は本店所在地	Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB UK
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和 63 年 10 月 3 日
代表者氏名	Patrick J. Ward
代表者役職	マネージング・ディレクター
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 業務管理部 古田 由紀子 / 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1744

(2)【保有目的】

証券業務の一部としての借入株券にかかるトレーディング等

(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	1,391,900		
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M 1,391,900	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 1,391,900		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 18年1月20日現在)	S 39,957,101
上記提出者の 株券保有割合 (%) (Q/(R+S) × 100)	3.48
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)	4.34

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2005年11月22日	普通株	9,500	取得	
2005年11月22日	普通株	100,200	処分	(貸借)
2005年11月24日	普通株	2,500	処分	
2005年11月24日	普通株	20,200	処分	(貸借)
2005年11月25日	普通株	1,500	処分	
2005年11月25日	普通株	15,000	取得	(貸借)
2005年11月28日	普通株	2,900	取得	
2005年11月28日	普通株	125,800	処分	(貸借)
2005年11月29日	普通株	500	取得	
2005年11月29日	普通株	343,700	取得	(貸借)
2005年11月30日	普通株	200	取得	
2005年11月30日	普通株	10,300	取得	(貸借)
2005年12月1日	普通株	800	取得	
2005年12月1日	普通株	400	処分	(貸借)
2005年12月2日	普通株	3,300	取得	
2005年12月2日	普通株	20,400	取得	(貸借)
2005年12月5日	普通株	2,000	取得	
2005年12月5日	普通株	18,200	処分	(貸借)
2005年12月6日	普通株	3,600	処分	
2005年12月7日	普通株	700	取得	
2005年12月8日	普通株	5,200	処分	
2005年12月8日	普通株	300	処分	(貸借)
2005年12月9日	普通株	1,400	処分	
2005年12月9日	普通株	51,000	取得	(貸借)
2005年12月12日	普通株	500	取得	
2005年12月13日	普通株	78,400	取得	
2005年12月13日	普通株	5,300	処分	(貸借)
2005年12月14日	普通株	44,000	取得	
2005年12月14日	普通株	400	処分	(貸借)
2005年12月15日	普通株	57,700	取得	
2005年12月15日	普通株	300	処分	(貸借)
2005年12月16日	普通株	2,200	取得	
2005年12月16日	普通株	5,900	処分	(貸借)
2005年12月19日	普通株	282,315	処分	(貸借)
2005年12月20日	普通株	5,600	取得	
2005年12月20日	普通株	47,015	取得	(貸借)
2005年12月22日	普通株	700	処分	
2005年12月22日	普通株	40,000	処分	(貸借)
2005年12月26日	普通株	1,300	取得	
2005年12月27日	普通株	47,800	処分	(貸借)
2005年12月29日	普通株	700	取得	
2005年12月30日	普通株	100	処分	

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2006年1月4日	普通株	700	処分	
2006年1月4日	普通株	18,900	処分	(貸借)
2006年1月5日	普通株	700	取得	
2006年1月6日	普通株	100	取得	
2006年1月10日	普通株	2,600	処分	(貸借)
2006年1月11日	普通株	1,500	処分	(貸借)
2006年1月12日	普通株	2,400	取得	
2006年1月12日	普通株	500	処分	(貸借)
2006年1月13日	普通株	100	処分	
2006年1月17日	普通株	900	取得	
2006年1月19日	普通株	46,700	処分	(貸借)
2006年1月20日	普通株	2,000	取得	
2006年1月20日	普通株	54,100	処分	(貸借)

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株券の消費貸借により 1,374,700株の借入(ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー等からの借入)

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	40,511
借入金額計 (U) (千円)	0
その他金額計 (V) (千円)	0
上記内訳 (具体的に)	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	40,511

② 【借入金の内訳】

番号	*名称 (支店名)	業種	*代表者氏名	*所在地	借入 目的	金額 (千円)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

第2【提出者に関する事項】

3【提出者(大量保有者) / 3】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人()
氏名又は名称	Goldman Sachs & Co.
住所又は本店所在地	85 Broad Street, New York, New York 10004, U.S.A.
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	明治2年12月
代表者氏名	Robert J. Katz
代表者役職	マネージング・ディレクター
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 業務管理部 古田 由紀子 / 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1744

(2)【保有目的】

証券業務の一部としての借入株券にかかるトレーディング等

(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	1,053,700		
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M 1,053,700	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 1,053,700		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 18年1月20日現在)	S 39,957,101
上記提出者の 株券保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)	2.64
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)	3.09

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2005年11月22日	普通株	140,000	処分	(貸借)
2005年11月24日	普通株	86,200	処分	(貸借)
2005年11月25日	普通株	34,000	処分	(貸借)
2005年12月7日	普通株	18,200	処分	(貸借)
2005年12月19日	普通株	3,000	処分	(貸借)
2005年12月20日	普通株	29,000	処分	(貸借)
2005年12月27日	普通株	40,000	処分	(貸借)
2005年12月28日	普通株	48,300	処分	(貸借)
2006年1月10日	普通株	2,600	処分	(貸借)
2006年1月11日	普通株	1,500	処分	(貸借)
2006年1月20日	普通株	20,000	処分	(貸借)

第2【提出者に関する事項】

4【提出者(大量保有者) / 4】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(有限会社)
氏名又は名称	有限会社リヴレット
住所又は本店所在地	東京都渋谷区渋谷二丁目15番1号 渋谷クロスタワー
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成16年7月30日
代表者氏名	李 鴻基
代表者役職	取締役
事業内容	1. 債権の買取業 2. 不動産の売買及び賃貸借並びにその仲介 3. 不動産の管理及び鑑定 4. 不動産に関する情報の収集及び提供 5. 不動産信託の受益権の取得、保有、管理及び売却 6. 什器、家具、建具、室内装飾品の売買及び賃貸借並びにその仲介 7. 金銭貸付業及びそれに関するコンサルタント業務 8. 上記に付帯又は関連する一切の業務

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 業務管理部 古田 由紀子 / 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1744

(2)【保有目的】

経営参加

(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	6,635,000		
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M 6,635,000	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 6,635,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 18年1月20日現在)	S 39,957,101
上記提出者の 株券保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)	16.61
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)	11.69

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成17年12月9日	普通株	11,575,600	取得	2,000円
平成17年12月20日	普通株	2,600	処分 *1	—
平成17年12月20日	普通株	5,786,500	処分 *2	—
平成17年12月29日	普通株	1,716,500	処分	2,000円
平成18年1月20日	普通株	2,565,000	取得	1,971円

*1 譲受株数の変更によるもの

*2 買主の地位の移転によるもの

第2【提出者に関する事項】

5【提出者(大量保有者) / 5】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(有限会社)
氏名又は名称	有限会社マーズエクイティ
住所又は本店所在地	東京都渋谷区渋谷二丁目15番1号 渋谷クロスタワー
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成17年2月25日
代表者氏名	李 鴻基
代表者役職	取締役
事業内容	1. 債権の買取業 2. 不動産の売買及び賃貸借並びにその仲介 3. 不動産の管理及び鑑定 4. 不動産に関する情報の収集及び提供 5. 不動産信託の受益権の取得、保有、管理及び売却 6. 什器、家具、建具、室内装飾品の売買及び賃貸借並びにその仲介 7. 金銭貸付業及びそれに関するコンサルタント業務 8. 上記に付帯又は関連する一切の業務

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 業務管理部 古田 由紀子 / 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1744

(2)【保有目的】

経営参加

(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	6,635,000		
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M 6,635,000	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 6,635,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 18年1月20日現在)	S 39,957,101
上記提出者の 株券保有割合 (%) (Q/(R+S) × 100)	16.61
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)	11.69

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成17年12月20日	普通株	5,786,500	取得	2,000円
平成17年12月29日	普通株	1,716,500	処分	2,000円
平成18年1月20日	普通株	2,565,000	取得	1,971円

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

平成17年12月20日に、12月9日付で有限会社リヴレットと三洋電機株式会社が締結した停止条件付株式譲渡契約の譲渡相手先に報告者が加えられ、報告者および有限会社リヴレットが各5,786,500株を譲受する旨の変更契約を締結した。

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

- (1) Goldman Sachs (Japan) Ltd.
- (2) Goldman Sachs International
- (3) Goldman Sachs & Co.
- (4) 有限会社リヴレット
- (5) 有限会社マーズエクイティ

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	15,781,700		
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M 15,781,700	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 15,781,700		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

(2)【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 18年1月20日現在)	S 39,957,101
上記提出者の 株券保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)	39.50
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)	31.00

注: Goldman Sachs (Japan) Ltd., Goldman Sachs International 及び Goldman Sachs & Co. は、有限会社リヴレット及び有限会社マーズエクイティの「特別関係者」(「公開買付に関する開示」証券取引法第27条の2第7項で定義される)には該当しない。

15 November 2004

TO: Chief of Kanto Financial Bureau

Proxy: Goldman Sachs (Japan) Ltd.

Proxy Address: Roppongi Hills Mori Tower
10-1, Roppongi 6-Chome
Minato-ku, Tokyo 106-6147
Japan

Power of Attorney

We, Goldman Sachs International, of Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB, a company duly organized and existing under the laws of England and Wales hereby appoint Goldman Sachs (Japan) Ltd. as its proxy in Japan :

1. To prepare and file the reports required under Securities and Exchange Law Chapter 2-3 "Disclosure Requirements for Substantial Shareholders" (hereinafter referred to as "the rule").
2. To send duplications of the reports to the parties described in the rule; and

IN WITNESS WHEREOF, this Power of Attorney has been duly executed as a Deed on this 15th day of November 2004.

GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL

By: Richard J. Levy
Name: Richard J. Levy

Title: Managing Director

By: Oliver S. R. Buxton
Name: Oliver S. R. Buxton
Title: Assistant Secretary

(訳文)

委任状

ゴールドマン・サックス・インターナショナル

ロンドン市 EC4A 2BB、フリート・ストリート 133、ピーターボロ・コートに所在する我々ゴールドマン・サックス・インターナショナルは、ここにゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッドに関し我々の適法な代理人に選任する。

1. 証券取引法第2章の3「株券等の大量保有の状況に関する開示」(以下「ルール」という。)に基づき必要な各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. 報告書の複写をルールによって定められた関係者に送付すること。

我々は、当該代理人により、前記に関連して調印されたすべての書類をここに承認する。

上記を証するために、本委任状は2004年11月に証書として正当に作成された。

ゴールドマン・サックス・インターナショナル

(署名)

マネージング・ディレクター

(署名)

アシスタント・セクレタリー

October 25, 2004

To: Chief of Kanto Financial Bureau

Proxy: Goldman Sachs (Japan) Ltd.

Proxy Address: Roppongi Hills Mori Tower
10-1, Roppongi 6-Chome
Minato-ku, Tokyo 106-6147
Japan

Power of Attorney

Goldman Sachs & Co. hereby appoints Goldman Sachs (Japan) Ltd. as its proxy in Japan with full power of substitution:

1. To prepare and file the reports required under Japanese Securities and Exchange Law Chapter 2-3 "Disclosure Requirements for Substantial Shareholders" (hereinafter referred to as "the Rule").
2. To send duplications of the reports to the parties described in the Rule; and
3. To appoint a sub-proxy in Japan and delegate the power as described above.

For and on behalf of
Goldman Sachs & Co.,

By: 

Name: Roger S. Begelman

Title: Chief Compliance Officer

Address: 30 Hudson Street, 27th Floor
Jersey City, NJ 07302
United States of America

(訳文)

2004年10月

関東財務局長 殿

代理人 : ゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド
東京都港区六本木6丁目10番1号
六本木ヒルズ 森タワー

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーは、ここにゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッドを、下記にかかる一切の権限を有する代理人として選任します。

記

1. 証券取引法第2章の3「株券等の大量保有の状況に関する開示」(以下「ルール」という。)に定める各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. 報告書の複写をルールによって定められた関係者に送付すること。
3. 日本における副代理人を指定し、上記権限を委譲すること。

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー

(署名)

ロジャー・エス・ビーゲルマン
チーフ・コンプライアンス・オフィサー

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー
アメリカ合衆国 ニュージャージー州 07302
ジャージーシティー、ハドソンストリート 30 27階

平成17年/2月20日

関東財務局長 殿

代理人： ゴールドマン・サックス証券会社東京支店
 (ゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド)

代理人住所： 東京都港区六本木 6 丁目 10-1
 六本木ヒルズ森タワー

委任状

有限会社リヴレットは、ここにゴールドマン・サックス証券会社東京支店を、下記にかかる一切の権限を有する日本における代理人として選任します。

記

1. 証券取引法第2章の3「株券等の大量保有の状況に関する開示」(以下「ルール」という)に定める各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. ルールによって定められた報告書の複写を関係者に送付すること。
3. 日本における副代理人を指定し、上記権限を委譲すること。

東京都渋谷区渋谷二丁目 15 番 1 号
渋谷クロスタワー
有限会社リヴレット
取締役 李 鴻基



平成17年 / 2月 20日

関東財務局長 殿

代理人： ゴールドマン・サックス証券会社東京支店
 (ゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド)

代理人住所： 東京都港区六本木 6 丁目 10-1
 六本木ヒルズ森タワー

委任状

有限会社マーズエクイティは、ここにゴールドマン・サックス証券会社東京支店を、下記にかかる一切の権限を有する日本における代理人として選任します。

記

1. 証券取引法第2章の3「株券等の大量保有の状況に関する開示」(以下「ルール」という)に定める各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. ルールによって定められた報告書の複写を関係者に送付すること。
3. 日本における副代理人を指定し、上記権限を委譲すること。

東京都渋谷区渋谷二丁目 15 番 1 号
渋谷クロスタワー
有限会社マーズエクイティ
取締役 李 鴻基

